[事案 21-74]配当金請求

- ・平成21年10月21日 裁定申立受理
- · 平成 22 年 1月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

実際の受取年金額が加入時に提示された金額に比べ少なすぎるので、設計書記載の年金額を 支払ってほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和55年6月養老保険(年金支払特約付)に加入、平成21年6月に満期を迎え10年間年金を受け取れるが、実際の受取年金額が加入時に提示された設計書記載の金額(年158万円)に比べ余りにも少なすぎる。

設計書記載の年金額と今回案内された年金額との乖離幅は、社会通念上通用しないものであり、また契約時に営業職員が作成した設計書には下記のような記載があり納得出来ない。設計書記載の年金額(年158万円)を10年間支払って欲しい。

- ① **56**歳から**66**歳まで支払われる年金として「約**158**万円」(「158」が手書き部分)「確定年金」(手書き)との記載がなされている。
- ②契約後である昭和55年8月2日付で、「設計書は昭和54年度決算配当にもとづくもので(現行利率8%複利計算に依る)年金額158万の金額は将来の支払いは変わりませんが買増年金約4.7万~53.7万円については経済情勢の変動等に依り若干の上り下りの生ずることがあります。」との手書きの追記がなされ、支社職員の署名と捺印が存在する。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 本契約の契約年が昭和55年であり、当時の予定利率が5%と高率であったため、その後の 想定し得ない経済情勢の悪化により、運用実績が予定利率を下回り利差益が生じず、むし るマイナスとなり死差益。費差益と合算しても配当金がゼロという状況が続き、年金基金 が大きく減少し年金額が設計書と大きく乖離したものである。
- (2) 設計書・パンフレットにおいても、満期時積立配当金・買増年金の数値は今後変動する旨の記載がある。また、年金受取額の計算も経済情勢および計算基礎率の変化等により今後変動する旨記載がある。
- (3) 設計書の年金額は昭和54年度の決算実績に基づいた年金基金(満期保険金+満期までの積立配当金累計)から算出したものであり、職員が自筆した文言は昭和54年度の決算状態が継続した場合、年金額は変わらないということを意図して記載していると思料する。
- (4) 当社職員がこの文言を記載したのは契約後である上、支社の職員に将来の158万円の年金を支払うという特約を締結する権限はないことは明白であり、会社として158万円の年金額の支払を確約したものではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の次第により、申立人と保険会社との間において「年金 158 万円を 56 歳から 66 歳まで 10 年間にわたり支払う」旨の合意が成立したとは認めることは出来ないため、申立人の請求は認められず、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 募集人が保険設計書の「年金約 158 万円」の欄のすぐ上に「確定年金」と手書きしている

- ことは事実であるが、この場合の「確定年金」の意味は、同設計書に記載されているとおり、年金額が確定しているという意味ではなく、「受取人の生死にかかわらず、あらかじめ定めた一定期間」年金を受け取ることができることを意味する。
- (2) 保険設計書の左下には、「記載の年金受取額は、ご契約時の満期保険金およびご契約時の内容で計算した満期時積立配当金等を全部、年金基金に充当した場合の金額です。(中略) 記載の満期時積立配当金・買増年金の数値は、当商品の『パンフレット』にもご説明のとおり、今後変動することがあります。また、年金受取額は、年金支払を開始した場合の金額を現時点で計算したもので、経済情勢および計算基礎率の変化等により今後変動することがあります。したがって、将来の支払額をお約束するものではありません。記載の積立配当金は、契約後3年目からつく配当金を積立利率8%(現行利率)の複利で積み立てたものです。」と明記されている。
- (3) 支社職員が記載したと推認できる「年金額 158 万の金額は将来の支払いは変わりません」との記載だけを取り出せば、申立人の主張するように年金 158 万円の支払いを約束したものと読むこともできないではないが、「設計書は昭和 54 年度決算配当にもとづくもので(現行利率 8 % 複利計算に依る)」という記載と併せ読めば、その趣旨は、あくまで昭和 54 年度決算配当にもとづく額であり、現行利率 8 %が維持されることを前提とするものであると理解することができる。
- (4) 保険契約はいわゆる附合契約(注)であるから、保険約款の規定にしたがった内容で成立する ものであり、上記(2)の内容は保険約款の規定(年金支払特約)を分かりやすく説明したも のであり、保険契約(申立契約)はこの内容で成立したものである。
- (5) 保険約款の規定と異なる内容の保険契約が成立するためには、契約者(申立人)と保険会社 との間でその旨合意が必要となるが、支社職員には、保険会社を代理して、申立人の主張す るような合意(保険約款と異なる合意)をなす権限は与えられていない。
 - (注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約 約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の 内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。